

損害賠償額の算定 「ソレノイド事件」

知財高裁令和4年3月14日判決・平成30年（ネ）第10034号
（裁判所ウェブサイト掲載判例）

知的財産権法研究会
弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士・弁理士 井上 裕史

本論稿では、頭書事件の概要を説明した後、損害賠償額の算定（特許法102条）について考察を行う。なお、判決引用部分の下線は、いずれも筆者が付した。

第1 事案の概要と裁判所の判断

1 事案の概要

本件控訴審は、特許権者である被控訴人が、控訴人に対し、本件特許侵害に基づいて19億9,644万7,139円及び遅延損害金を請求した事案¹である。

2 特許第3611969号（以下「本件特許」という）

控訴人は、下記の特許権の共有特許権者である。

- (1) 発明の名称 ソレノイド
- (2) 出願日 平成10（1998）年7月9日²
- (3) 特許権者 イーグル工業株式会社・株式会社豊田自動織機
- (4) 特許請求の範囲（請求項1）

訂正後の本件特許の請求項1の特許請求の範囲は以下のとおりである。

- A 相手側ハウジング部材に備えられた取付孔に収容されるソレノイドであって、
B 前記ソレノイドは、
B1 前記取付孔に入り込まれるケース部材、

1 控訴人は、原審において、被告製品の製造等の差止め等のみを請求していたが、当審において、特許権侵害の不法行為による損害賠償請求権に基づく上記金員の支払を求める請求を追加し、後に原審における請求を取り下げた。

2 原審判決（2018年3月19日）後の2018年7月9日に存続期間満了している。